

長浜市市民自治基本条例策定委員会（第1回）議事録

日 時：平成19年12月25日（火）午後3時00分～午後5時00分

場 所：長浜市役所本館3階 第1会議室

出席委員：16名

欠席委員：なし

市・事務局等：川島市長、川崎企画部長

市民協働課 溝川課長、勝木担当課長、酒井副参事、宮川主幹
ファシリテーター（中奥良則 氏）

1．開会（進行：溝川課長）

2．市長あいさつ

- ・2000年の分権一括法の施行以来、分権の流れが急速に進み、各自治体においてはそれぞれが主体性を持った取組を行うことが求められている。
- ・また本年5月には国の地方分権推進委員会において地方自治体、地方公共団体にかわって地方政府という言葉が明治以来初めて使われた。
- ・これは、今後数年後の道州制を見据えた言葉であり、これまでの国の仕事は県に、県の仕事は市町にというように移行されていくようにいわれている。
- ・そういった時代背景の中で市民自治基本条例を策定していただくことはたいへん意義深いものであり、皆さま方にはよろしく願いたい。

3．委嘱書伝達

- ・各委員あて策定委員会委員の委嘱状を伝達

4．委員紹介

- ・添付の名簿順に各委員自己紹介
- ・あわせて、事務局並びにファシリテーターの自己紹介

5．議事（進行：溝川課長及び高橋会長）

（1）正副会長選出

設置要綱第5条の規定に基づき、正副会長を選出。

（委員より事務局案提示の意見あり）

事務局案として、会長 高橋政之委員、副会長 岸本一郎委員を提示して諮る。

異議なし 全員の拍手をもって了承

会長あいさつ

- ・今回、条例策定という住民の皆さんの根幹にかかわる作業を行っていくなかで、会長の指名をいただいたが、策定作業は長期にもわたり、たいへんな作業かと考える。

・今春、市の総合計画の策定に携わらせていただいたが、その中でも市民と市との協働という言葉がキーワードとして用いられている。市民の皆さんとの協働なくして長浜市の発展はあり得ないと考えている。

・そうした中で、自治基本条例を策定するということは専門的作業ともなり、むずかしいこともでてくるが、ファシリテーターの先生、委員の皆さん方のご協力をいただいでつくりあげていきたい。

(2) 審議報告事項

会議の公開等について

・本策定委員会が市の附属機関等の会議の公開等に関する要綱第2条に規定する、公開の対象となる附属機関等に準ずるものとして位置づけられる。

・本要綱第3条第1項の規定により、会議の公開又は非公開の決定は当該附属機関等の長が会議に諮って決定することから、公開又は非公開についてお諮り願いたい。

・また、本要綱第5条第4項に、議事録又は会議概要を作成し、閲覧に供するものとされていることから、会議概要を閲覧に供するほか、会議概要や資料等について広報やホームページにおいても積極的に公開していきたい。

・なお、公開にあたっては、委員会において作成する公開要領によるものとし、部会等の内部協議については、公開対象会議には含めない。

公開として異議なし

報告事項

・委員会設置までの経緯、策定にかかる協議体制、基本的な考え方について説明。

(パワーポイントによる説明)

・条例制定にあたっては、その背景に地方分権の動きや社会環境の大きな変革があり、これらの要因から、自治体の責任と権限が拡大し新たな社会課題が発生してきたことにより、協働の仕組みづくりの必要性が高まってきた。

・協働のイメージは、これまで官民で分割されてきた公共性の高い活動を官民相互が行うことにより、相乗的効果を生み出そうとするものであり、そのためのルールづくりが条例策定への取組ということ。

・条例策定にあたっては、本策定委員会のほか事務的、技術的な協議を行うものとして市役所庁内のワーキンググループや主管課長会議、庁議をもってあたるほか、地域フォーラムやパブリックコメントを活用し、広く市民意見を取り入れる。

・条例策定のスケジュールとしては、現在からスタートし来年9月にはもととなる案をつくりたい。その案をもってパブリックコメント等を行い、21年2月には条例案としてとりまとめ、3月の議会に提案をしたい。

・今後策定をしていただく条例については、市民、議会、行政それぞれの関係と役割を規定しつつ、キーワードとなる項目(協働のまちづくり、情報公開、市民参画、コミュニティ活動、多文化共生)を盛り込んで独自性をもったものとしたい。

・本条例により、協働による新しい公共というものをつくりあげ、自律と協働による

理想社会（協働でつくる輝きと風格のあるまち）づくりへとすすめていきたい。
質疑なし

部会員構成

- ・今後の協議検討体制において、本策定委員会に部会を設置することとなっており、要綱第6条において、会長が指名することになっている。
 - ・会長案として、検討部会については会長を除く全委員、推進部会については8名の委員を指名し、委員全員に諮る。
- 委員全員の拍手により異議なく了承

その他

委員より特に質疑、意見なし

【事務局】

- ・検討部会については、本委員会の主な目的である条例項目あるいは内容を検討をしていただく組織であり、推進部会については今後条例のかたちができあがってきた時点でこれにあわせた指針となるべき運用体制を協議していただくものである。

6．閉会

あいさつ（企画部長）

- ・時期的にあわただしい中であつたが、第1回の策定委員会を開催し、本委員会を無事に立ち上げることが出来た。
- ・日本国憲法には、自治の本旨ということが謳われており、これに基づき、各自治体では法を定め自治体運営をしてきている。
- ・自治制度には大きく、団体自治と住民自治があり、前者については、地方分権のながれのなかで地方制度、法律というかたちでできあがってきている。一方、住民自治については、これまでの行政依存型から市民が行政と直接かかわる動きがあり、これらの仕組みを整備していこうということで、今回の本事業への取組へとつながってきた。
- ・本事業の取組については、長期にわたる作業となるが、よろしく願いいたしたい。

【事務局】

- ・次回は検討部会を1月下旬から2月に予定している。各委員には日程調整のうえできるだけ早い時期に連絡をし、検討資料についても事前に配布する予定をしている。